



—地域未来投資促進法に基づく支援制度のご案内—

地域経済を牽引する企業の取組みを支援します！

箕面市では、地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)」に取組む企業を支援しています。

箕面市が策定した「基本計画」に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、府知事の承認を受けることにより、地域未来投資促進法に基づく各種支援を受けることができます。

主な支援措置

税制による支援措置

(1) 法人税等の軽減措置【適用期限：令和9年度末まで】

設備投資における取得価額の一定割合について、法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具备品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

【課税特例の要件】

- ①先進性を有すること
- ②設備投資額が2000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

- ※本税制措置を受けるためには、府知事による地域経済牽引事業計画の承認に加え、国による課税特例の確認が必要
- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度
- ※対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象外
- ※地域経済牽引事業計画の承認後であっても、国(主務大臣)の確認前に対象設備を取得等した場合は対象外
- ※上乗せ要件：直近事業年度の付加価値額増加率8%以上、労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上等

(2) 固定資産税等の軽減措置

対象地域で行う府知事の承認を得た地域経済牽引事業の用に供する資産にかかる固定資産税及び都市計画税の2分の1を軽減します。(最大5年間)

対象地域	措置の内容	措置の期間
彩都西部地区	土地・建物・償却資産にかかる 固定資産税及び都市計画税	最大1/2軽減
箕面船場地区		

※本税制措置を受けるためには、府知事による地域経済牽引事業計画の承認に加え、箕面市による事業計画の認定が必要

金融による支援措置

(1) 日本政策金融公庫からの固定金利融資

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。

※制度の利用には、府知事による地域経済牽引事業計画の承認に加え、日本政策金融公庫の審査が必要

(2) 信用保証協会による債務保証

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができます。

※制度の利用には、府知事による地域経済牽引事業計画の承認に加え、信用保証協会の審査が必要

※その他の支援措置の内容等については、下記経済産業省HPをご確認ください。

(経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyoku.html)

対象要件

下記（１）～（３）を全て満たすこと

（１）地域特性の活用

「箕面船場地区及び彩都西部地区を中心とした医療・健康生活関連の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野」の事業であること

【対象事業のイメージ】

ヘルスケア分野

- ・医療機器、医薬品の研究開発、製造・販売事業
- ・介護予防製品、美容製品、サプリメント、健康食品、医療・スポーツ用アパレル等の健康維持・増進に資する生活関連製品等の研究開発、製造・販売事業
- ・医療、美容、介護予防、フィットネス、スポーツ等の健康寿命の延伸に資するサービス提供事業
- ・ICTを活用した健康維持・増進に資するシステムの研究開発、製造・販売事業 など

ライフサイエンス分野

- ・高度な医薬品・医療機器の研究開発、製造・販売事業
- ・高度再生医療等の研究開発、製造・販売事業
- ・医療・介護ロボットの研究開発、製造・販売事業
- ・治験・臨床研究
- ・医療情報システムの研究開発、製造・販売事業
- ・高度な医療施設・設備の整備運営
- ・健康維持・増進に関する研究開発、製造 など

※上記は対象事業のイメージであり、本市基本計画に沿った内容の事業か、府により個々に確認されます。

（２）高い付加価値の創出

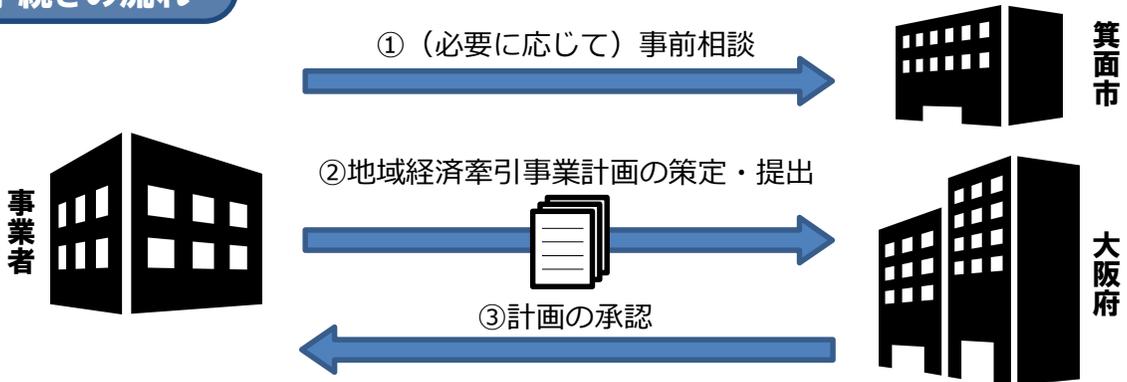
事業計画最終年度の単年度における付加価値額増加分：6,916万円超

（３）経済的波及効果

以下のいずれかの経済的効果が見込まれること

- ①当該事業者の地域経済牽引事業にかかる売上合計：開始年度比で6%以上増加
- ②当該事業者の地域経済牽引事業にかかる雇用者数合計：開始年度比で2%以上増加

手続きの流れ



- 申請をお考えの場合は、必ず事前に府担当課(国際ビジネス・スタートアップ支援課)にご相談ください。
- 手続き・必要書類・府担当課の連絡先は、下記の大阪府HPをご確認ください。
(大阪府HP <https://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tiikikeizaikenninn/index.html>)
- 支援措置を受けるには、府による計画承認後に、別途、支援措置に応じた各種手続きが必要です。

【お問い合わせ先】

箕面市役所 地域創造部 箕面営業室 商工労働グループ
〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1
TEL：072-724-6727 FAX：072-722-7655
<https://www.city.minoh.lg.jp/eigyoun/miraihou.html>

箕面市 地域未来投資促進法



箕面市HP



大阪府HP



経済産業省HP